

第7条（職業紹介料金の返還）

1 乙が甲に紹介した丙が、甲に入社した日から起算して次項に定める期間に丙の責に帰すべき事由により退職した場合は、乙は前条に基づき既に甲から受領した丙についての職業紹介料金のうち次項に定める割合を、丙の退職日から1か月以内に返金するものとする。

但し、甲の丙に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なる、又は労働基準法の法令違反に起因する退職の場合はこの限りではない。

2 前項において乙が甲に職業紹介料金を返金する場合の退職までの期間及び返金割合は以下のとおりとする。

- (1) 入社日から1ヶ月未満に退職した場合 … 職業紹介料金の75%
- (2) 入社日から2ヶ月未満に退職した場合 … 職業紹介料金の50%
- (3) 入社日から3ヶ月未満に退職した場合 … 職業紹介料金の25%

第7条の2（派遣契約から切替えた場合の職業紹介料金の返還）

乙が労働者派遣契約に基づき甲に紹介した丙を、甲が直接雇用するために、甲と乙で本契約を締結する場合は、前条で規定する職業紹介料金の返還における期間の取扱いについて、「入社日」とあるのは「派遣開始日」と読み替える。